

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 柊の郷（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容する者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者（以下「要配慮者等」という。）とする。

- （1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められる者。
- （2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められる者。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 別紙のとおり
- 所在地 //
- 構造等 鉄骨造、木造
- 収容予定人数 20名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要配慮者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できる限り避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。
この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者等の移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であつて、次に掲げるものについては甲が負担する。

- （1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）
- （2）第2条に規定する者に要する食料費
- （3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（使用期間）

第10条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

（福祉避難所の終了）

第11条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

（守秘義務）

第12条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第14条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- （1）要配慮者等の氏名、住所及び滞在期間等
- （2）要配慮者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- （3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

（有効期間）

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（住民への周知）

第17条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年6月27日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 袖ヶ浦市林437-1
社会福祉法人 柊の郷
理事長 足 高 慶 宣

使用施設一覧

No	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	ラ・メール木更津	中島 3668-1	0438-40-4505
2	オーシャンテラス	中島 3668-1	0438-97-7705
3	オーシャンテラスⅡ	中島 3659-39	0438-97-5982
4	パークテラスⅠ	江川 184-4	0438-40-5503
5	パークテラスⅡ	江川 865-1	0438-97-6270
6	パークテラスⅢ	江川 84-1	0438-40-5068
7	パークテラスⅣ	江川 88	0438-40-5952
8	パークテラスⅤ	江川 132-1	0438-53-7908
9	パークテラスⅥ	江川 197-2	0438-40-5365
10	パークテラスⅦ	中里 130-1	0438-97-6912
11	パークテラスⅧ	中里 225-1	0438-38-5612